

# 令和6年度 新発田市職員前期採用試験受験案内

## 保育士

次のとおり新発田市職員**前期**採用試験（保育士）を行います。

1 受付期間 令和6年3月1日(金)～4月19日(金)  
※郵送の場合は4月16日(火)の消印まで有効

2 第1次試験日 令和6年5月25日(土)

### 3 採用予定職種・採用予定人員及び職務内容

採用予定職種	採用予定人員	職務内容
保育士	3名程度	市立保育園等で職種に応じた業務に従事

### 4 受験資格

職種	受験資格		
	年齢等	卒業区分	資格要件
保育士	平成6年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた者であって、活字印刷文による出題に対応できる者	最終学歴が学校教育法に基づく4年制大学、短期大学、高等専門学校及び専門学校（修業年限2年以上）を卒業した者若しくは令和7年3月31日までに卒業見込みの者又はこれと同等以上の学力を有すると市が認める者	保育士資格を有する者又は令和7年3月31日までに保育士養成学校を卒業し、保育士資格を取得する見込みの者

(注1) 今年度の採用試験は、前期試験（事務職【大学卒程度・短大卒程度】、保育士、保健師、土木技師）と後期試験（事務職【社会人経験者・高校卒程度・障がい者】、管理栄養士、土木技師、）の2回行う予定です。

(注2) 資格要件欄の資格取得見込みの者とは、保育士資格を取得できる学校の卒業予定者に限ります。

(注3) 受験申込みは、前期試験・後期試験それぞれにおいて1職種（区分）に限ります。ただし、短期大学卒業程度以上の最終学歴を有する方は、後期試験において事務職の高校卒程度区分を受験することはできません。受験資格について不明な点がある場合は、事前にお問合せください。

※ 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 日本国憲法施行日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 5 試験日時及び試験会場

区分	日 時	会 場
第1次試験	令和6年5月25日(土) 受付時間：午後1時00分から午後1時20分まで ※試験終了時刻は、午後4時20分頃の予定です。	健康長寿アクティブ交流センター (新発田市中央町3-13-3)
第2次試験	7月中旬(予定) ※第1次試験合格発表のときに通知します。	

## 6 受験に当たっての注意事項

- (1) 受付時間までに来られないときは、受験できません。
- (2) 第1次試験当日は、以下のものを忘れずに持参してください。
  - 写真を貼付した受験票
  - HBの鉛筆(又はシャープペンシル)、消しゴム及び鉛筆削り
- (3) 市本庁舎第3駐車場、第4駐車場を利用できます。ただし、駐車台数に限りがありますので、御了承ください。また、駐車場で発生したトラブル等には一切責任を負いかねます。
- (4) 運行されている公共交通機関には限りがあります。あらかじめ、運行時間などを御確認の上、受付時間に遅れないようにお越しください。

## 7 試験の方法

区分	試験科目	内 容
第1次試験	筆記試験 (90分)	専門的知識・知能(社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む。)、保育の心理学、保育原理、保育内容、子どもの保健)について行います。
	適性検査 (40分)	SPI3による性格適性検査を行います。
第2次試験	実技試験	保育について実技による試験を行います。 ※保育に適した服装を用意してください。
	面接試験	面接により、人柄などの人物像を評価します。

※試験内容については予定であり、変更となることもありますので御了承ください。

## 8 合格者の発表

区 分	日 時	方 法
第1次試験の合格発表	令和6年6月中旬 (予定)	合格者の受験番号を新発田市ホームページに掲載します。 また、合格者には通知します。
第2次試験の合格発表	8月上旬(予定) ※発表の日時、方法については第2次試験実施の際に通知します。	

※ 新発田市ホームページ <https://www.city.shibata.lg.jp/> に掲載の「職員採用情報」を御覧ください。

## 9 試験結果の情報提供について

この試験の受験者は、試験の結果について、次のとおり閲覧することができます。閲覧を希望する場合は、受験者本人が受験票及び受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証、学生証（在学中の場合に限る。）、マイナンバーカード）を必ず持参のうえ、直接人事課（市本庁舎5階）へおいでください。

対象者	開示内容	提供期間	閲覧可能場所
第1次試験の不合格者	第1次試験の総合得点及び総合順位	第1次試験の合格発表日から1か月間	新発田市人事課 (新発田市役所本庁舎5階)
第2次試験の受験者	第1次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験の総合順位	第2次試験の合格発表日から1か月間	

(注1) 郵送、電話等による請求はできません。

(注2) 土曜日、日曜日、祝日及び年末年始は受付できません。

## 10 採用予定時期

令和7年4月1日

## 11 給 与

(令和6年3月1日現在)

区 分	初 任 給
4年制大学卒業生	191,800円
短期大学卒業生	179,100円

新発田市一般職の職員の給与に関する条例による新規学校卒業生の初任給です（各人の経歴、学歴等により金額が加算される場合があります。）。この他、期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

## 12 採用されない場合

合格者が次のいずれかに該当した場合は、採用されません。

- (1) 前記4受験資格の学校を卒業見込みとして受験した者が所定の時期までに卒業できなかった場合
- (2) 履歴書、その他提出書類に虚偽の記載をしていることが判明した場合

### 13 受験手続

申込用紙の配布先	新発田市本庁舎（1階総合案内、5階人事課）、豊浦支所、紫雲寺支所、加治川支所
提出書類	<p>①受験申込書 ②履歴書</p> <p>※①・②については、上記の配布先で用意してある用紙を使用してください。また、新発田市ホームページ<a href="https://www.city.shibata.jp">https://www.city.shibata.jp</a>に掲載の「職員採用情報」からのダウンロードも可能です。いずれの場合も自筆に限ります。</p>
申込方法	<p>上記①・②の書類を「郵送」または「直接持参」で申し込みください。 （いずれの申込方法でも、評価には関係ありません）</p> <p><b>※提出された書類の内容について、後日御本人に問合せする場合があります。</b></p> <p><b>【郵送する場合】</b>          受付期間：令和6年3月1日（金）から令和6年4月16日（火）まで  <b>【4月16日（火）までの消印があるもの限り受け付けます】</b>          郵送先：新発田市人事課人事係          〒957-8686 新発田市中心部3丁目3番3号          ※郵送する封筒の表に『採用試験関係』と朱書きしてください。          ※書留など確実な方法をとってください。          ※申込みの際は、返信用封筒を同封する必要はありません。</p> <p><b>【直接持参する場合】</b>          受付期間：令和6年3月1日（金）から令和6年4月19日（金）まで          ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。          受付時間：午前8時30分から午後5時15分まで          受付場所：市本庁舎5階 人事課 人事係</p>
受験票の交付	<p>受験票は、申込締切後に郵送します。5月20日頃になっても届かない場合は、人事課人事係まで連絡願います。</p>
その他	<p>受験申込用紙等の請求を郵便により行う場合は次のとおりとします。          なお、郵送による請求は4月5日（金）【必着】で締切とさせていただきます。</p> <p>①郵送する封筒の表に『採用試験関係』と朱書きしてください。          ②受験申込用紙等を請求する旨及び受験を希望する職種を記入したメモ書き等を同封してください。          ③宛先明記の返信用封筒（貼付する切手の金額・封筒は下記のとおり）を①の封筒に同封し、下記の宛先に郵送してください。</p> <p>○貼付する切手の金額・封筒の種類：120円切手を貼った角型2号封筒          ※速達や書留を希望する場合は、適宜その料金分の切手を加えてください。</p> <p>○郵便による受験申込用紙の請求先          新発田市人事課人事係          〒957-8686 新発田市中心部3丁目3番3号          TEL 0254(28)9520（人事課直通）</p>

～ 採用試験についての問い合わせ先 ～

## 新発田市人事課人事係

〒957-8686 新発田市中心部3丁目3番3号 新発田市本庁舎5階  
 TEL (0254) 28-9520（人事課直通）  
 Eメール：jinji@city.shibata.lg.jp

【新発田市ホームページ】

<https://www.city.shibata.lg.jp> に掲載の「職員採用情報」を御覧ください。

自らの意思と力で就職活動をしている方を採用するため、問い合わせは原則、受験者本人から願います。